

# 要保護児童対策地域協議会について

## 要対協の趣旨等

- **要保護児童**の早期発見・適切な保護を図るために
  - ① **関係機関**が情報や考え方を**共有**し、
  - ② 適切な**連携**のもとで対応
- **要対協設置の効果**
  - ① 関係機関相互の**連携**
  - ② **責任体制**を明確化(※役割分担の調整を行う機関の明確化)
  - ③ 個人情報保護(**守秘義務**)の明確化
  - ④ 関係機関における**情報共有**の在り方を明確化

### 【参考】児童福祉法

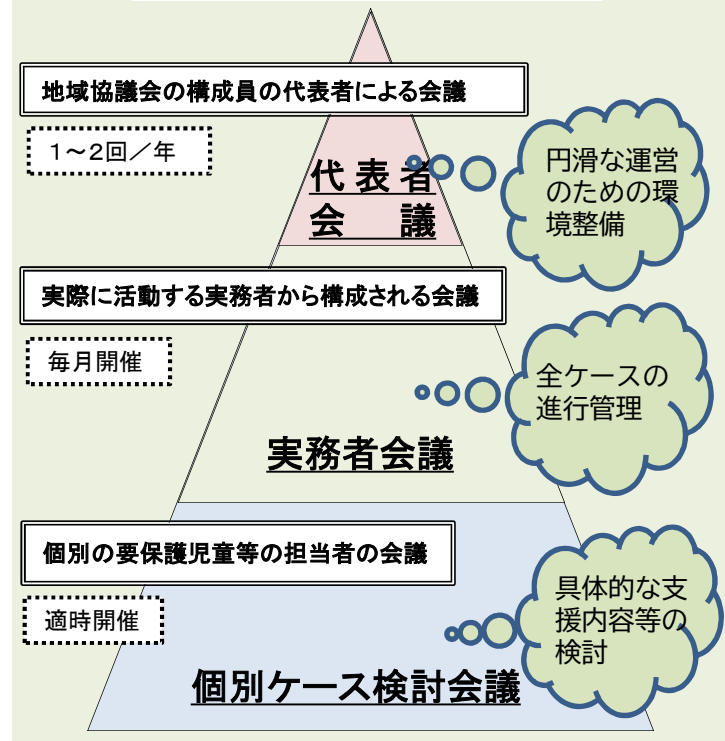
**第二十五条の二** 地方公共団体は、(中略)、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される**要保護児童対策地域協議会**を置くように努めなければならない。

2 協議会は、(中略)必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

## 対象児童等

- **要保護児童**  
保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者
- **要支援児童**  
保護者の養育を支援することが特に認められる児童及びその保護者
- **特定妊婦**  
出産後の養育について、出生前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

## 市町村要対協の構成図



## 市町村要対協の体制 (イメージ図)

